

# 十勝から死亡災害をなくしましょう

令和6年7月末以降、死亡労働災害が続いています。特に**蜂刺され**では**2年連続**死亡者が出ていますので、注意しましょう。



## ～災害概要（蜂刺され）～

被災者はトラクターを格納庫に誘導していたところ、スズメバチに刺されたため、病院に向かう途中、自らが運転する車ごと道路の法面に落ちているところを発見されたもの。

スズメバチは格納庫内に巣を作っていたもので、被災者は過去にスズメバチに刺されたことがあったため、自分で車を運転し、急いで病院に向かったが、途中、意識を失った状態で発見された。

## ～安全対策のポイント～

事前に作業場所を確認しましょう。

格納庫はしばらく使っていないところでした。**初めて**

**訪れるところはハチの巣の有無を確認**しましょう。

万が一、蜂に刺された時に備えましょう。

過去に蜂刺されの経験がある人には**ポイズンリムーバー**や**エピペン**を携行させましょう。

アナフィラキシーショックは急速に進むため、強い腫れや痛みなど体調に変化がある場合は**すぐに医療機関を受診**しましょう。その際、**運転は被災者以外の人**がしましょう。

## ～管理的対策のポイント～

- 本件災害は**発注者が管理する建屋**で発生したものであり、安全対策を講じるときは**発注者と情報交換**することが有効です。
- 会社は予め労働者の**蜂刺されの経験の有無を確認**しましょう。その上で、必要な装備、救急用具、安全教育を実施しましょう。

事業者のみならず

### 蜂刺されによる労働災害を防止しましょう

令和6年、小諸労働基準監督署管内において、屋外で作業していた労働者が蜂に刺され、アナフィラキシーショックにより死亡する労働災害が発生しました。

日本における蜂刺されの死亡者数は毎年平均15人発生しており、令和4年では20人となっていました。

図1：日本における蜂刺されの発生件数

発生年	発生件数	発生年	発生件数	発生年	発生件数	発生年	発生件数
令和4年	20	令和5年	18	令和6年	15	令和7年	12

出所：厚生労働省「労働安全衛生調査報告書」

蜂は種類によって習性や活動時期が異なります。スズメバチは越冬できる蜂であるため、1年中活動しています。スズメバチは7月頃から10月頃まで、アシナガバチは7月頃から8月頃までが活動的になり、蜂刺されの被害は**夏場ピーク**となります。そのため、これらの時期に屋外で作業するときは蜂に刺される危険性が高くなります。

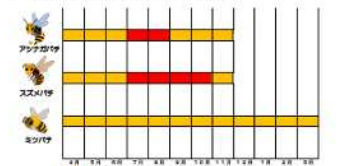


図2：蜂の活動時期と危険性

出所：経産・水産労働安全衛生局「蜂に注意！」

蜂はヒスタミンやセロトニンなどのアミン類を主成分とする「毒液」を吐き出し、皮膚を通して「蜂毒」が体内に吸収されると、刺された箇所を中心に大きな腫れや痛みを生じ、さらには全身症状や、呼吸困難、意識障害、血圧低下などの症状を引き起こす場合があります。特に全身症状は、軽微な症状でも、重症化する可能性があります。蜂刺されによるアナフィラキシーショックは重篤な状態に陥ります。アナフィラキシーショックは発症から5分程度で心臓停止に至ることがあるため、**直ちに医療機関を受診**して蜂刺されによる労働災害防止に取り組みましょう。

小諸労働基準監督署



小諸労働基準監督署  
作成リーフレット



厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署

〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155) 97-1244 (安全衛生課)



## ～災害概要（建設業の事故）～

被災者は、砂防堰堤工事現場の川岸で測量を行っていたが、川を渡って対岸に行こうとし、川に流されて下流で発見されたもの。

被災者は、土木工事現場で掘削した場所のレベルの確認を行うため、深さ約4メートルの溝に入ったところ、掘削面が崩壊し、土砂に埋もれたもの。

## ～事前にチェックしていますか～

**安全に作業できる手順を決めていますか。**

救命胴衣等を着用していないときは川に入らない、土砂崩壊が想定される工事は土止め支保工の設置をしなければ人を入れない等安全に作業できる手順を決めていますか。

**安全対策について発注者にも理解を求めていますか。**

物価の高騰で安全対策にかかる経費や工期を遠慮した見積もりをしていませんか。働き手は減少しており、**人の補充はすぐできません**。ケガをしないことは経営にもプラスになります。安全経費は**必要な経費**です。



普段から現場のパトロールをするなど、不安全行動がないか確認しましょう。



請け負う作業にどのような危険があるか事前に検討し、発注者、元請け、下請けとで必要に応じて協議しましょう。

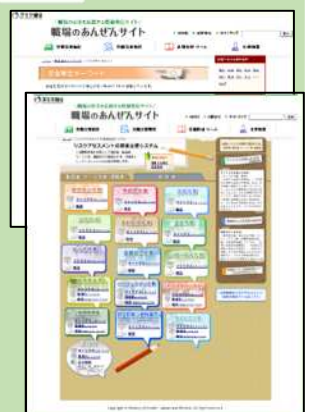
## ～リスクアセスメントの実施～

リスクアセスメントにより、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適切な安全衛生対策を講じましょう。



右のリーフレットの実施例や職場のあんぜんサイトを参考にリスクアセスメントをやってみましょう！

リスクアセスメント実施後の残留リスク及びその対策は労働者に周知しましょう。



**労務管理、安全衛生情報を随時掲載！**

帯広労働基準監督署からのお知らせ

検索

